

『古本三国志』をめぐつて

大川富士夫

はしがき

数年前、恩師の山崎宏先生から『古本三国志』と銘うつた巻子本を恵与された。それまでに私が三国時代の吳に関する論考を二、三ものしていたので参考にせよとの思し召しからである。本書は、京都大学人文科学研究所所蔵の『三国志吳志残一巻』と同種のもので、昭和六年に、兵庫県西宮市の武居陵藏氏が家蔵の西晋代古写本を影印したものである。鈔本は『吳志』巻十二虞翻伝・陸續伝・張溫伝の残巻で、縦二十三糸、巾一・八糸の野に毎行十四・五字を隸書してあり、首尾が残欠し、中間にも欠損があるが、すべて八十行、一千九十余字を存している。畏友西林昭一氏の所見では、本書は雀頭筆で書かれたもので、重厚で鋭いタッチのこの筆法は、北魏以降には行なわれなくなつた晉宋の隸書（草書）とのことである。末尾には、王樹枏と羅振玉・内藤湖南⁽¹⁾の跋が付いている。

この『吳志』残巻の影印は、一九二六年刊の『漢晉書影』（増訂本）や一九六二年刊の中華書局標点本『三国志』卷首に収録され、また後述するように、張元濟⁽²⁾・姚季農⁽³⁾らの校勘もすでに行なわれている。しかし『古本三国志』所

王之不知之且入王以狀告荀曄曄曰
對之後整善士雖耕耕有
海內望風今一朝喪之可乎荀曄曰
益處蓋代人奉松柏喪湖河大其
喪也此葬比陵何可勝自嘗慘改手
以是得色權因仍左古曰今酒後言
昔可博些相在
芳躬上人。虞曰大也。向叱韦
傾人二成而無持草可今芳固一
道遠而此之役相乘車行入經之。
中方門人用門車不下得過廟虞感曰
之可悲色耕陸流直數有酒大權
5

収の前記三氏の跋によると、本古写本の出土地についてはこれまでの報告と相違しており、また古写本の流傳の経緯についても詳しい事情の判明するところがある。以下この晋写本『吳志』残巻をめぐる一二の問題を検討し、山崎先生の学恩にいさぎかなりとも応えることができればと願うものである。

一

先ず、古写本の出土地について、王樹枏の跋文には、

右晋人写三国志虞翻・陸續・張溫三伝残巻、余曩在吐魯番所得。晋宋写經字体大半与此相類。其住筆点画皆重專摩漆書科斗。自北魏書興、而此体遂廢。（中略）此卷旧藏兒子禹敷、後歸日本某君。白堅甫以重資購得之、用泰西影印法、分貽同志。為誌其顛末如此。乙丑元日、陶廬老人王樹枏識。

とある。王樹枏は河北新城の人、光緒十二年の進士で詩文学術にすぐれ、民国時代には清史国史兩館の總纂、人文科学研究所の副總裁にも就任している。ことに光緒三十二年（一九〇六）に新疆布政使となり、久しく新疆に在住していた間に西域の遺墨を收集した人物として著名で、『新疆訪古錄』など数多くの著作がある。乙丑の記年のあるこの跋は、乙丑年（一九二五）印行の影印本のために識されたものであるが、それによると王樹枏が吐魯番で入手したこの古写本は、一度日本人の手に渡ったのち、再び白堅に買い戻されて影印本として印行されることになる。重資をもつてこの古写本を購入したという白堅は、字は堅甫、四川西充の人、早稲田大学に留学し、帰國後は官吏となるが、師範学院教員をも兼任し、金石書画に趣味のある文人として知られる。王樹枏と同じく乙丑記年の跋を識した羅振玉は、一九一八年刊の『漢晋書影』を増訂し、翌年の一九二六年の改訂版に白堅影印の古写本『吳志』残巻を入れてい④るから、この残巻が公に知られたのは、一九二五年の白堅の影印以後と考えてよい。

古写本の出土状況は、王樹枏が吐魯番で入手したという以上に詳しいことはわからないが、今日中国においては、これを新疆省ウイグル自治区鄯善県出土と見做している。すなわち、張元済の一九三八年刊『校史隨筆』には

友人有得新疆鄯善出土古写本國志者。（中略）今聞其物已流出域外矣。（三国志「古写本之異同」条）

とあり、また一九六二年刊中華書局標点本『三国志』には卷首の「書影一」に、

晋写本吳志残卷（一九二四年新疆鄯善県出土）

と注記し、近年、郭沫若氏が報告した別本の「新疆新出土的晋人写本『三国志』残卷」や姚季農氏の『兩種古卷』でも、何れもこの古写本を鄯善県出土としている。どのような理由で鄯善県出土とされたのか、上記の諸本には全く説明がない。王樹枏が新疆で収集した遺墨の多くは吐魯番東郷三堡および鄯善の土峪溝出土といわれるが、この古写本についてはその著『新疆訪古錄』の中で言及されていないし、また同書中に、この『古本三国志』所載の王樹枏の跋文も収録されていない。ただ、『新疆訪古錄』「麴氏所抄三国志韋曜華覈残伝」の条に、

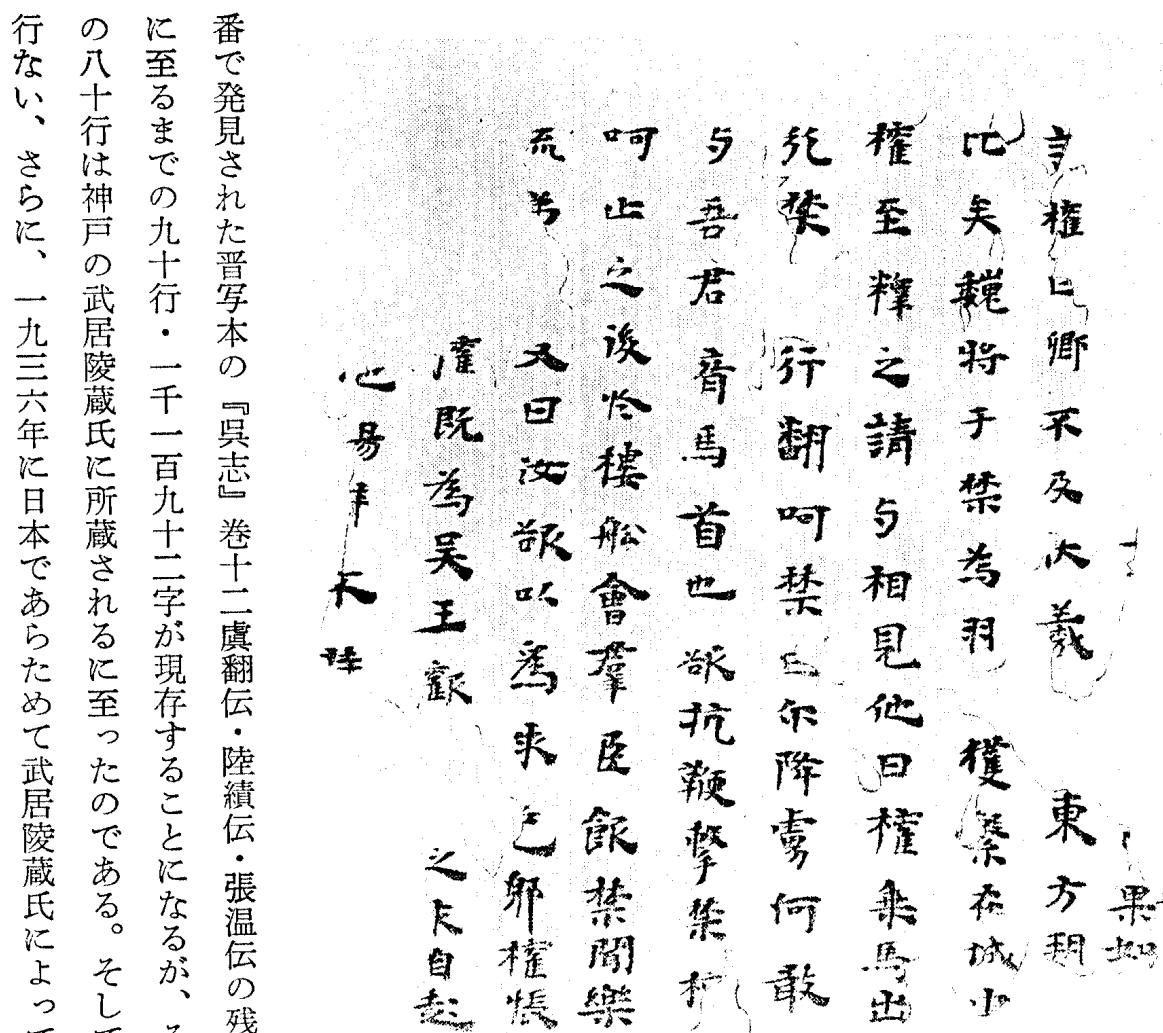
此三国吳志韋曜・華覈二伝、首尾残欠不完。宣統元年（一九〇九）、鄯善農人掘地得之土峪溝。案元魏之時、高昌王

麴嘉好儒術、（中略）確為麴嘉時真蹟也。

とあるので、張元済以下の諸氏の本写本鄯善出土説は、右の『吳志』卷二十韋曜伝・華覈伝残卷の出土地と同一視したことから生じた誤りではなかろうか。現在、『吳志』韋曜・華覈二伝の残卷の存在は不明であり、その影印も見ることができないが、少なくとも上述『古本三国志』所収の王樹枏の跋文によるかぎり、古写本『吳志』卷十二の残卷は吐魯番出土と考えるべきであろう。

王樹枏所獲の古写本は一転して白堅の所有となり、三転して日本の武居陵藏氏に所蔵された。内藤湖南氏の跋文に

は、



晋写本『吳志』卷十二虞翻傳残卷

『古本三国志』所収内藤湖南氏跋中の臨写書影 巾24厘 長20厘

晋人書出於吐魯番土中、為王陶
廬樹枏所獲、既帰戈斎白々堅々
再歸之於吾友武居君。（中略）
武居君獲此本後、白堅復獲其殘
簡十行、歸諸中村不折。乃虞翻
伝文宜接此本。（後略）昭和五
年八月、内藤虎書於恭任山莊之
漢學居。

とある。内藤氏跋文に白堅が新た
に獲た残卷の書影を掲げてある
が、これは『吳志』卷十二の虞翻
伝の前に接続するもので、同種の
残簡である。（上掲写真）

かくして一九二四年以前に吐魯

番で発見された晋写本の『吳志』卷十二虞翻傳・陸續傳・張溫傳の残卷は、「果如翻言」の句から「臣自入遠境」の句
に至るまでの九十行・一千一百九十二字が現存することになるが、その初めの十行は中村不折氏の書道博物館に、他
の八十行は神戸の武居陵藏氏に所蔵されるに至ったのである。そして中国においては一九二五年に白堅がその影印を行
ない、さらに、一九三六年に日本であらためて武居陵藏氏によつて印行頒布されたのがこの『古本三国志』という

ことになろう。

二

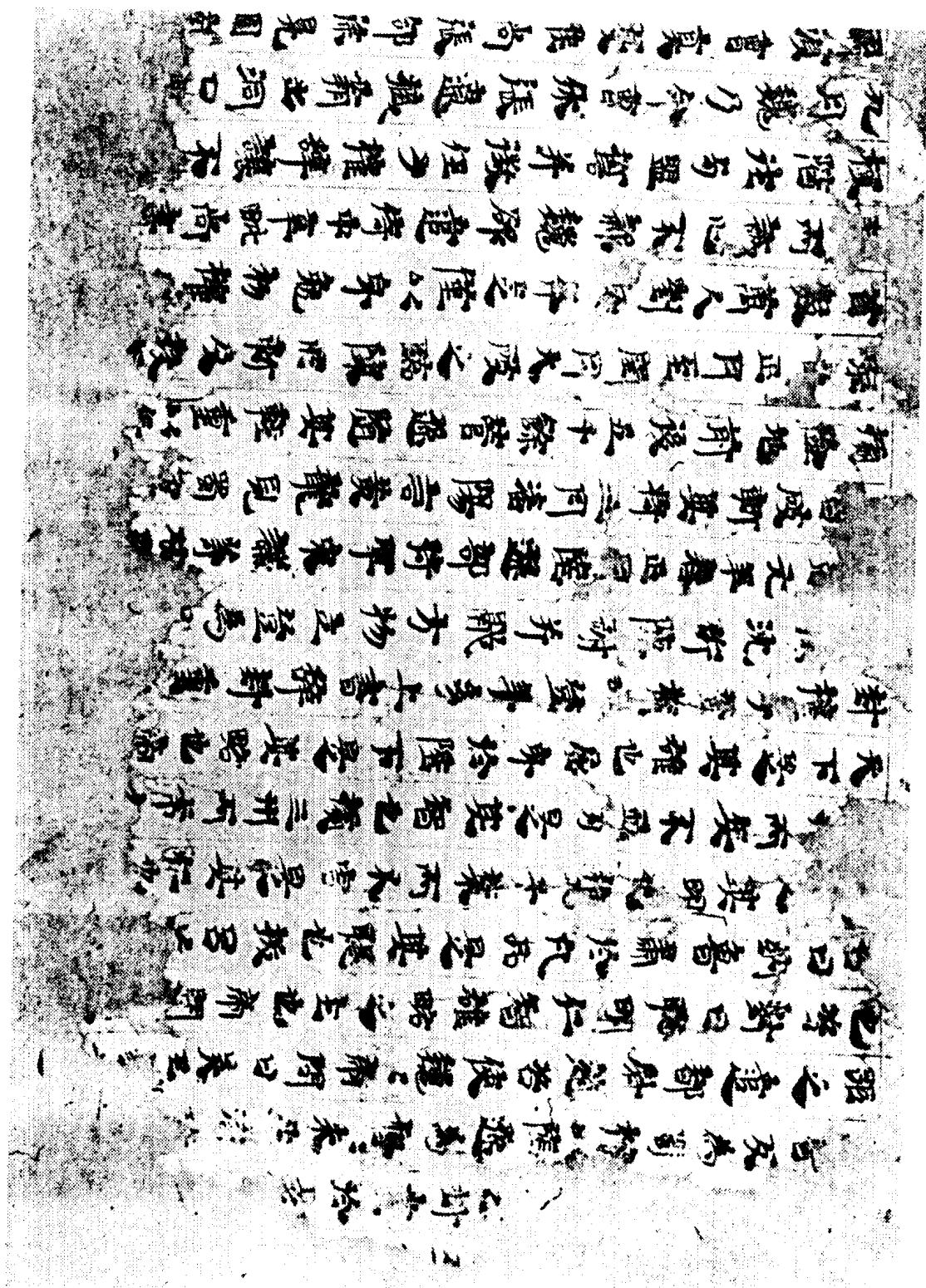
晋人筆写の『三国志』残巻には、この『吳志』卷十二の残巻の他に、『吳志』卷二孫權伝の残巻が現存する。郭沫若氏の報告⁽⁵⁾によれば、孫權伝残巻は、一九六五年一月十日、新疆ウイグル自治区吐魯番の英沙古城の南、蘇公塔一キロの仏塔遺跡から発見されたもので、この写本は陶瓦の中に仏經残巻十三点、樺樹皮の漢文書、梵文貝葉二片などと一緒に納められていたという。

近出の孫權伝残巻は「至巫山・秭帰」の句から「但深溝高壘」の句まで、四十行・五百七十一字を残存し、建安二十五年（二二〇）から黃武元年（二三二）九月に至る間の、国内問題で悩む吳が、帝号を称する魏・蜀と対決した重大な局面を伝えるものであるが、後述するように文献学上は特に重要な価値はない。前述の『吳志』卷十二残巻と隸書の筆法はかなり似ているが、用字法に相違があり、また行間は前者に比べて狭く、一行の字数も十六・七字あり、やつまつた感じである。明らかに前者とは別種の写本である。書影は全文が「文物」および「新疆出土文物」（文物出版社 一九七五）に収録されている。

さて、これらの晋写本『吳志』残巻と現行の『三国志』との校勘は、すでに卷十二については王樹枏・内藤湖南・張元済、卷二については郭沫若が、また姚季農は両種について試みているが、王樹枏・張元済は殿本により、郭沫若・姚季農は宋本によるなど底本によつて文字の異同にくいちがいがあり⁽⁶⁾、また指摘する箇所にも出入がある。以下、それらをも参照しながら、文字の異同するところを整理し、問題点を検討することとした。なお底本は静嘉堂所蔵の北宋咸平六年刊『吳志』单刻本を使用したが、俗字・異体字については表記を省略した。

晋写本『吳志』卷二孫權伝残巻（部分）巾22.8糸、長72.8糸（『新疆出土文物』より）

『古本三国志』をめぐって



〔卷二孫權傳〕

1 據三州虎視於天下

2 立登爲王太子

3 陸遜部將軍宋謙等攻蜀五屯皆破之

4 鄱陽言黃龍見

5 遜隨輕重

6 僅以身免

7 君生於擾攘之際

8 國朝仰成

9 古人之所恥

10 猶冀言者不信

11 口陳指麾

12 故遂俛仰從羣臣議

13 敕諸軍

〔卷十二虞翻傳〕

14 何敢與吾君齊馬首乎

15 後權於樓船會羣臣飲

州の下に「而」字有り。

爲の下に「口」の残欠有り。⁽⁷⁾

「之」字無し。

「鄱」を「潘」に作る。誤り。

隨の下に「其」字有り。

「免」を「勉」に作る。誤り。

「之際」二字無し。

「成」を「誠」に作る。

「之」字無し。

「者」を「之」に作る。

「麾」を「靡」に作る。誤り。

「俛」を「勉」に作る。誤り。

敕の下に「令」字有り。

「乎」を「也」に作る。誤り。

「權」字無し。

『古本三国志』をめぐって

- 16 汝欲以僞求免邪
 「僞」を「爲」に作る。
- 17 惟大司農劉基
 「司」字無し。王樹枏、中華書局本、写本を是とす。
- 18 大王以三爵之後手殺善士
 「手」字無し。
- 19 天下孰知之
 「誰不知之」に作る。不は誤り。
- 20 曹孟德尚殺孔文舉
 「尚」字無し。中華書局本、写本を是とす。
- 21 孤於虞翻何有哉
 「有」字無し。
- 22 孟德輕害士人
 「人」を「仁」に作る。
- 23 何得自喻於彼乎
 「得」を「曾」に作る。王樹枏、写本を是とす。
- 24 不應而遽遲之
 「而遽」を「遽而」に作る。
- 25 又經芳營門吏閉門
 「又經# □中芳門吏閉門」に作る。
- 26 當閉反開當閉反閉
 「當閉反閉當閉反開」に作る。
- 27 世豈有仙人也
 「也」を「邪」に作る。中華書局本、写本を是とす。
- 28 權積怒非一
 「積」を「責」に作る。是か。
- 29 門徒常數百人
 「百」を「十」に作る。
- 30 終成顯名
 「成」を「咸」に作る。
- 31 在南十餘年、年七十卒
 「在南十餘年 □十九卒」に作る。
- 32 翻有十一子
 「翻」字無し、「十一子」を「子十一人」に作る。
- 33 沔弟忠宣都太守
 「忠」を「中」に作る。「宣」を「宜」に作る。

「僞」を「爲」に作る。

「司」字無し。王樹枏、中華書局本、写本を是とす。

「手」字無し。

「誰不知之」に作る。不は誤り。

「尚」字無し。中華書局本、写本を是とす。

「有」字無し。

「人」を「仁」に作る。

「得」を「曾」に作る。王樹枏、写本を是とす。

「而遽」を「遽而」に作る。

「又經# □中芳門吏閉門」に作る。

「當閉反閉當閉反開」に作る。

「也」を「邪」に作る。中華書局本、写本を是とす。

「積」を「責」に作る。是か。

「百」を「十」に作る。

「成」を「咸」に作る。

「在南十餘年 □十九卒」に作る。

「翻」字無し、「十一子」を「子十一人」に作る。

「忠」を「中」に作る。「宣」を「宜」に作る。

34 聳越騎校尉、累遷廷尉湘東河間太守

35 呂廷尉尚書濟陰太守

「聳」を「竦」に作る。「累遷」以下の十字なし。

「昺」を晃に作る。尚書以下六字無し。

34・35とも王樹枏、写本を欠文とするも、内藤湖南、写本を是とす。

〔陸續傳〕

36 須當用武治而平之

37 遠人不服則脩文德以來之

38 虞翻舊齒名盛

93 又意在儒雅

40 著述不廢

41 有漢志士吳郡陸續

42 邁疾遇厄

43 遭命不幸

44 從今已去

〔張溫傳〕

45 溫當今與誰爲比

46 大司農劉基曰

47 可與全琮爲輩

「須」を「唯」に作る。

「則脩」二字無し。

「名盛」を「成名」に作る。

「在」を「存」に作る。内藤湖南、中華書局本、写本を是とす。

「述」を「術」に作る。

「士」を「民」に作る。

「遇」を「逼」に作る。中華書局本、写本を是とす。

「幸」を「永」に作る。王樹枏、中華書局本、写本を是とす。

「已」を「以」に作る。

比の下に「也」字有り。

「司」字無し、王樹枏、中華書局本、写本を是とす。

「琮」を「綜」に作る。

48 時年三十二

49 以故屈卿行

50 便欲大構於蜀

51 功冒溥天

52 吳國勤任旅力

53 軍事興煩

54 是以忍鄙倍之差

55 臣自入遠境

「三十」を「卅」に作る。

「以」字無し。中華書局本、写本を是とす。

「構於蜀」を「構於丕」に作る。中華書局本、写本を是とす。

「溥」を「普」に作る。

「任」を「恁」に作る。

「興」を「兎」に作る。王樹枏、中華書局本、写本を是とす。

「倍」を「陪」に作る。

「入」字無し。中華書局本、写本を是とす。

文字の異同するところは五十五句あるが、近出の『吳志』卷二孫權伝残巻では「免」・「俛」字をすべて「勉」字に誤写してのに、卷十二残巻は正しく記しているから、筆法だけでなくこの点からも兩種残巻が同一人物の筆写でないことがわかる。また注記したように、中華書局標点本が卷十二の三伝の文字を古写本によつて訂補しているところが多い点、『古本三国志』所収の残巻の史料的価値の高さを物語ると言えよう。次に上記五十五句のうち、とくに史実の解釈に重要と思われる、No.17・46、34・35および50の語句について考察したい。

三

No.17・46は孫權が吳王となつた二二一年ころの劉基の官名である。大農という官名は前漢の景帝に始まり、武帝の太和元年大司農と更名したが、後漢末の建安中再び大農と改められた。⁽⁸⁾魏は黃初元年(二二〇)、大農を大司農に改めたが、吳は漢制に依つているから、劉基の官名は大司農でなく、古写本の大農が正しい。晋写本が陳寿の原本をよ

く伝えている証左とみることができよう。

No. 34・35は虞翻の子の名と官職に関するものである。王樹枏はNo. 34の十字、No. 35の六字を古写本の欠文としているが、すでに錢大昕の『二十二史考異』では今本を衍字としている。内藤湖南氏は古写本を陳寿の原本に従うものとし、今本は後人の附加で誤りであるとする。『吳志』卷十二虞翻伝に注引される虞預の『会稽典錄』に、

聳字世龍、翻第六子也。清虛無欲、進退以礼。在吳歷清官、入晉、除河間相。

昺字世文、翻第八子也。少有倜儻之志。仕吳黃門郎、以捷対見異、超拜尚書侍中。晉軍來伐、（中略）然後歸順。在濟陰、抑彊扶弱、甚著威風。

とある。河間・濟陰は吳代の疆域になく晉代の郡であるが、『会稽典錄』には聳・昺が河間・濟陰の官に就いたのは何れも晉代であることを明記している。『三国志』の記載例では蜀の後主や吳の孫皓については晋代の卒年を記すが、臣下の伝では吳郡の名族顧榮⁽¹⁰⁾は吳代に黃門侍郎等の官に在つたが、西晋・東晋代の大官になつたため、『吳志』卷七顧雍伝の顧裕に付記されず、吳の大司馬陸抗の子陸機・陸雲についても『吳志』卷十三陸抗伝にはその名を挙げるのみで、晋代の官職は記さない。聳・昺の官職は錢大昕・内藤湖南氏の指摘する通り後人の竄入とすべきであろう。

No. 50は輔義中郎將張溫が黃武三年（二二四）蜀に使する際、吳主孫權がその遣使の意図を述べたものである。山越对策に苦心しながら江南に自立を計る吳は、建安二十五年（二二〇）、曹操から封爵を受け、翌年魏の文帝から吳王を拒み、この年九月から翌年三月まで魏將曹休・曹仁・曹真らの三道よりする猛攻に苦しむ。他方、蜀とも建安二十四年（二一九）の荊州の關羽襲殺を機に緊張状態に入り、章武元年（二二一）七月以降、翌年閏正月まで劉備親征の伐吳軍がおこされた。幸に吳將陸遜の巧守で劉備を單身白帝城に逃れ帰らせたが、前述のような魏の侵寇を恐れた孫權

は太中大夫鄭衆を派遣して黃武二年（二二三）十一月に吳蜀の和議を成立させ、危うく魏蜀の両面攻撃をかわすことができたのである。近出の『吳志』卷二孫權伝残巻は、偶然この間の記事に相当する。この年十一月に蜀使鄧芝が來聘、翌黃武三年夏、張溫の遣使となつたのである。No.50は、宋本では、

聘諸葛孔明不知吾所以与曹氏通意、以故屈卿行。若山越都除、便欲大構於蜀。

恐諸葛孔明不知吾所以与曹氏通意、以故屈卿行。若山越都除、便欲大構於蜀。
とあり、孫權の本志は対蜀戦にあることになるが、古写本では、「便欲大構於丕」とあり、蜀と連合して曹丕（魏の文帝）と対決する意図をもつていたことになる。王樹枏は古写本の「丕」字を是とし「一字千金と謂うべし」とその価値を評し、張元濟もその説を支持し、「若し宋本のよう蜀との対決の意図があつたとするなら、その前文の『諸葛孔明、吾が曹氏と通意する所以を知らざるを恐れ』という語と相容れないし、張溫が帰国後、蜀の善政を称讃した
⁽¹¹⁾ という記事とも矛盾する」とのべている。これに対して盧弼は、「黃武元年以来魏と交戦中の吳がこの時点で魏との
対決を表明する必要はなく、また黃武三年の吳蜀の交使と言つても、從来のしこりが残つてゐるのであるから、謀略
家の孫權が将来の対蜀戦に備えて張溫にその偵察を密命したものと解釈できる」⁽¹²⁾ として宋本を誤りとはしない。しかし、孫權が魏に従うボーズをとつたのは「内難いまだ弭まざる」故であり、黃武元年の魏の出兵はそうした孫權の不誠実を魏の文帝が怒つたためであるが、孫權の魏との対決方針にもかかわらず、黃武二年三月の魏軍撤退のあと吳は魏と和議を結ぼうとしていた。『吳志』卷二孫權伝黃武三年条注引吳錄に、

是歲蜀主又遣鄧芝來聘、重結盟好。（孫）權謂芝曰『山越作亂、江邊守兵多微、慮曹丕乘空弄態、而反求和。議者以為、內有不暇、幸來求和、於我有利。宜當與通、以自弁定。恐西州不能明孤赤心、用致嫌疑。孤土地迥外、間隙万端、而長江巨海、皆當防守。（曹）丕觀釁而動、惟不見便。寧得忘此復有他図。』
とあり、黃武二年にひきつづき、張溫遣蜀の年に再来した蜀使鄧芝に対しても、孫權は魏との講和が蜀の疑惑を招く

ことを危惧し、対魏意図が変りないことを弁じている。上述の盧弼の、魏と交戦中であるから対魏決戦の意志表示は不必要という見解は成り立たない。したがつて張温の任務はあくまでこの時の魏との和議が孫權の本心でないことを弁明することにあり、No.50の宋本の「蜀」は誤りで、古写本の「丕」に改むべきである。

四

以上のように、『三国志』が撰述された晋代と同じ時代の写本である『吳志』残巻は、定評のある宋本の誤りを正すすぐれた資料であることが認められるが、ひるがえつて、陳寿撰『三国志』が筆写を重ね、翻刻を経るにつれて、その体裁・記述に相当の改変が行なわれたであろうことも想像に難くない。本節では現行の諸版本を通じて、『三国志』の原本の変遷を跡づけることとする。

現在、最も通行している『三国志』の刊本には、百衲本（宮内庁図書寮所蔵の宋紹熙本に原欠の魏志三巻を上海涵芬樓所蔵の宋紹興本を配補し影印）、清の武英殿刻本（明の北京国子監所蔵のいわゆる北監本による校刻）、金陵書局本（明の南京国子監所蔵のいわゆる南監本による校印）、明末の毛晋が校刻した汲古閣本の四種があるが、刊本によつてその体裁が相違している。例えば、百衲本では、「三国志目録」が上・中・下に分れて、魏書三十巻、蜀書十五巻、吳書二十巻のそれぞれの頭部に配されるが、殿本では『三国志』の巻頭に目録が一括されている。また各巻の巻首の標題は、百衲本では、

武帝紀第一 魏書 国志一

のようになつてゐるのに、殿本では

魏志卷一 武帝操

とし、前者が本紀・列伝の目を立て、魏書・蜀書・吳書をそれぞれの書名とし、国志の通巻数を記すのに対し、後者は紀伝体の目を立てず、書名を魏志・蜀志・吳志とし、国志およびその通巻数は省かれている。これらの目録・書名・標題の相違は、それぞれ南監本と北監本の版本の系統のちがいに由来するもので、最古の『三国志』の版本とされる静嘉堂文庫所蔵の宋咸平六年（一〇〇二）刊『吳志』単刻本は上下両帙に分けられるが、ほとんど南監本・百衲本と同じ体裁である。

『史記』、『漢書』等正史の目録も板本が行なわれるようになつてから、閲読の便のために後世につけられたもので、本来は、太史公自序や班固の叙伝が『史記』・『漢書』の目録の役割を果していた。盧文弨が「史・漢・三国の目録は皆宋人の無識者、妄りに之を為る」と言つてゐるよう、『三国志』の目録も宋代の版本以後つけられたのであり、陳寿の原本にはもともと見られなかつたものである。ところで前述の『吳志』単刻本には、吳書目録のあとに、咸平六年十月二十九日付の中書門下牒文が掲載されており、また紹熙本の『蜀志』にも咸平六年十月二十三日付中書門下の牒文が見られるから、これら『吳志』・『蜀志』は明らかに『三国志』の分冊でなく単行の刻本であった。南監本・百衲本の目録が『三国志』の巻頭に一括されることなく、『魏書』・『蜀書』・『吳書』にそれぞれ分載されているのは、宋代の『三国志』の合刻本に、単刻の三志の原型を止めているものと解することができる。

『三国志』が紀伝体であるかどうかについては、譚嗣同のように、「紀伝の名を立てず、毎篇皆志たること君臣異ならづ」⁽¹⁵⁾という意見もあるが、これは北監本の各巻首の標題に紀伝の目がないことによるもので、後述するように、『隋書』に「唯魏帝のみ紀を為り、其の功臣及び呉蜀の主、並びに皆伝と為す」としているから、紀伝体であることは言うまでもない。南監本では、『魏書』は帝紀四、二十六列伝、『蜀書』十五列伝、『吳書』二十列伝となつてゐる。

宋代に合刻される前の『三国志』も三種の独立した単行本として通行していたと思われる。『旧唐書』卷四十六経

籍上に、

正史類

『魏書』四十四卷 王沈撰

『魏略』三十八卷 魚豢撰

『魏國志』三十卷 陳壽撰裴松之注

『晉書』八十九卷 王隱撰

『蜀國志』十五卷 陳壽撰

『吳國志』二十一卷 陳壽撰裴松之注

『吳書』五十五卷 韋昭撰

『華陽國志』三卷 常璩撰

とあり、正史類の『魏國志』と分けて、『蜀國志』『吳國志』を編年類に入れている。南監本にみたように、吳・蜀の卷頭の標題が「伝」になつてるので、誤って編年類に入れたものであろうが、このような分類上の誤りは、『旧唐書』が編纂された十世紀半頃には、陳壽の『三国志』が『魏國志』『蜀國志』『吳國志』の書名をもつ三書として存在していたことを証明するものである。北宋の嘉祐五年（1060）歐陽脩ら奉勅撰『新唐書』卷五八芸文二および南宋の紹興年間、鄭樵撰『通志』卷六十五芸文略では、これを正史類に入れているが、『旧唐書』と同じく、単行の三書とする点は変りない。北宋の崇文院の蔵書目録である『崇文總目』、南宋末の晁公武『郡齋讀書志』および『宋史』卷一〇三芸文志には『三国志』六十五卷とあり、宋代に至つて単行の三書を『三国志』一書とする名称が確定したと考えられる。

このように、独立した単行本である魏・蜀・吳の三書が合刻されて『三国志』一書になつたと考えた場合、問題と

なるのは『隋書』の記事である。すなわち、『隋書』卷三十三經籍志には、王沈の『魏書』韋昭の『吳書』と並べて、『三国志』六十五卷、叙錄一卷、晋太子中庶子陳壽撰、宋太中大夫裴松之注。と記し、「正史類叙」に、

及三国鼎峙、魏氏及吳、並有史官。晋時巴西陳壽刪集三国之事、唯魏帝為紀、其功臣及吳蜀之主、並皆為伝。仍各依其國、部類相從。謂之三国志。

とある。陳壽の三国志撰述の事情を記した叙錄はすでに亡佚しているが、『隋書』のこの記事は『三国志』を紀伝体の一書とするもので、『旧唐書』等の記載と矛盾している。宋代の单刻本の存在や南監本の体裁から考えると、この矛盾は『隋書』と『唐書』等の何れかが誤っているというよりは、もともと陳壽の原本は三書の体裁をとりながら、一書に見做し得るという一面性があつたのではないかと推定せざるを得ない。⁽¹⁶⁾

『隋書』と同じく七世紀に撰述された『晋書』卷八十一陳壽伝によると、

除著作郎、領本郡中正、撰魏・吳・蜀三国志、凡六十五篇。時人称其善叙事、有良史之才。（中略）梁州大中正尚書郎范顥等上表曰「……臣等按故治書侍御史陳壽作三国志、辭多勸誠、明乎得失、有益風化。雖文豔不若相如、而質直過之。願垂採錄。」於是詔下河南尹・洛陽令就家写其書。

とある。『三国志』は晋が吳を統一した武帝の太康元年（二八〇）から陳壽が病死した惠帝の元康七年（二九七）の間に著作されたと推定されるが、『晋書』陳壽伝に見えるように、もとは私撰の書である。当時、『魏書』を執筆中であつた夏侯湛が陳壽の著作を見て自分の原稿を破棄したと伝えられるが、それほど良史の評判が高かつたらしい。陳壽の死後、范顥の上表によつて河南尹華澹・洛陽令張泓⁽¹⁷⁾らが陳氏の家でこれを筆写し、官撰の書に加えられたのである。ついで劉宋の文帝の元嘉六年（四二九）、勅命によつて裴松之が注を作り、百五十種にのぼる諸書⁽¹⁸⁾を引用してい

る。現在通行の『三国志』はすべて裴注本であるが、吐魯番出土の上述の晋写本は、裴注が加わっていない陳寿の原本である。ところでこの私撰の陳寿の原本を『晋書』では、「三国志」と記し、梁の沈約撰『宋書』卷六十四裴松之伝にも「上、陳寿の三国志に注せしむ」とあり、南朝時代には「三国志」の名称で呼ばれていたようである。⁽¹⁹⁾ところが、四世紀中頃の常璩の『華陽国志』後賢志、陳寿伝には、

再為著作郎。吳平後、壽乃鳩合三國史、著魏吳蜀三書六十五篇、號三國志。(中略) 中書監荀勗・令張華深愛之、以班固史遷不足方也

とあり、陳寿の著書を「魏吳蜀の三書」と記し、「三国志」はその三書の総称であるとしている。陳寿の原本が、『魏書』・『吳書』・『蜀書』の三書であったことは確かであるが、「三国志」が『三国志』という書名であるのか、或は單に三書の総称であつたのかは判然としない。

現行の『三国志』の巻頭に掲げる裴松之の「上三国志注表」をみると、

臣前被詔、使采三国異同以注陳寿国志。壽書銓叙可觀、事多審正。(中略)

元嘉六年七月二十四日中書侍郎西鄉侯臣裴松之上。

とあり、陳寿の書は単に『国志』とのみ記されている。前に述べたように、北監本は『魏志』『吳志』の書名を用いるのに対し、南監本では各巻の標題に「武帝紀 魏書 国志」としていたが、書名を標題の上部又は下部に記載する例に従えば、陳寿の書名が『三国志』であれば南監本の「国志」とあるところは当然「三国志」とされるべきである。因みに、南北朝時代の諸書の注および唐代の類書に引用される陳寿の書は、おおむね『魏志』『吳志』とし、『三国志』とするものはない。酈道元の『水經注』には、卷十四大遼水の条他三ヶ所に『魏書国志』の引用が見られるが、『魏志』或は『魏書国志』の書名で陳寿の書を引用するのは、当時、王沈の『魏書』、韋昭の『吳書』、王崇の『蜀

書』など、陳壽の魏・吳・蜀三書と同名のものが存したからこれと区別して使用されたまでである。唐の劉知幾が『史通』の中で、「陳壽魏書」「陳壽蜀書」を引く一方で、卷十二古今正史篇に、

至晋受命、海内大同、著作陳壽、乃集三國史、撰為國志、凡六十五篇、（中略）宋文帝以國志載事、傷於簡略、乃命中書郎裴松之、兼採衆書、補注其闕。由是言三國志者、以裴注為本焉。

とあるように、陳壽の三書を『國志』と記しているのは注目すべきであろう。

以上のように、陳壽が三國の史を集めて私撰した『魏書』『吳書』蜀書の三書は、最初から『三國志』という書名を冠していたとは考えられない。三書の公の名称はむしろ『國志』であったと思われる。にもかかわらず、『國志』が魏・吳・蜀の三史を含むものであったから、三『國志』と総称され、南朝に至って三書を『三國志』の書名を以てするに至つたのであろう。史書の名称は、錢大昕が、「司馬遷の『史記』の称は魏晉以後に出ている」とのべるよう(20)に後世になつて確定することもある。また、自ら蜀・魏・晉と三王朝に歴仕した陳壽が、私撰した同時代史を『三國志』と称したとするのは極めて不自然である。史学思想にかかわることであるが、鼎立する三王朝の期間を三國時代ととらえる時代感覚は、同時代よりは後代に形成されるものと考えられるからである。『隋書』経籍志にしばしば「梁有、今残欠」と注記していることから知られるように、『隋書』は梁代の目録によつていたから、南朝時代に至つて『三國志』の書名が確定した陳壽の三書を、『隋書』経籍志は、その目録に従つて、『三國志』六十五卷と一書のごとく記載したものと思われるのである。

五

陳壽の『三國志』は、体裁・書名だけでなく、古来、問題の多い史書であり、唐の劉知幾以来清代の学者に至るま

で盛んに議論されてきた。⁽²¹⁾『晋書』の陳壽伝に「或云」として「陳壽が名士丁儀の子に米千斛を求めて拒否されたために、丁儀・丁廙の伝を立てなかつた」とすること、「馬謖の参軍であつた陳壽の父が、諸葛亮の命で馬謖が刑せられたのに連坐したのを恨み、諸葛亮を低く評価した」と伝えられることなどは、すでに王鳴盛・趙翼らが冤罪であると陳壽を弁護しているが、『三国志』の史法として注意されているのは、彼の政治的立場からする曲筆である。

趙翼は『二十二史劄記』卷六「三国志書法」の条で、

其体例則已開後世国史記載之法。蓋（陳）壽修書在晋時。故于魏晋革易之處、不得不多所迴護。而魏之承漢与晋之承魏一也。既欲為晋迴護、不得不先為魏迴護。

と、晋臣である陳壽が司馬氏のために曲筆し、さらに晋がその憚りを受けた魏のために曲筆せざるを得なかつたと指摘する。趙翼はさらに「三国志多迴護」の一項目を設けて、陳壽が、魏朝の実権を奪取するために用いた司馬氏の悪辣な手段を隠蔽・粉飾していることや、魏晋を正統とする立場から行なわれた曲筆の事実を具体的に指摘している。

『三国志』が魏を正統としていることは、陳壽が魏帝にのみ帝号を用い、本紀を立て、吳蜀の皇帝を伝としているところからも明らかである。しかし蜀の出身である陳壽は、吳主孫權を呼びつけにするのに対しても、蜀の劉備は先主と記し、また吳の孫皓を酷評しながら蜀の庸君後主は悪く言わないように、蜀のためにも迴護するところが少くない。

三国の正閏の議論は、東晋の習鑿齒の『漢晋春秋』が蜀を正統としたのを受けて、趙宋の時代に特に盛んになり、歐陽脩の「正統論」、司馬光の『資治通鑑』、朱子の『通鑑綱目』などが著名であるが、若し、陳壽が三国の正統王朝を魏とし、吳蜀を單なる地方政権と見做したのであれば、『晋書』の例のごとく、魏の王朝史『魏書』の中に、吳・蜀を「載記」として取り扱つて然るべきである。陳壽はそのような体裁によらず、前述のように、『吳書』『蜀書』を『魏書』と並列し、また吳の孫權伝や蜀の先主伝は、名称こそ列伝であるが、叙述の体裁は本紀と全く変りないものであ

る。晋朝への気兼ねからする魏帝の称号を除けば、『三国志』は明らかに三王朝を対等に取り扱った、三本の王朝史ということができる。それが陳寿の私撰の書であることを思えば、陳寿が、徹底して晋のために諱むというポーズをとりながら、魏を正統とする一王朝史『魏書』を書くことをせず、鼎立した三国をそれぞれ独立政権と認めて三王朝史としたところに、晋臣としての陳寿の畏懼の姿勢と、歴史家としてのかれの客観的な態度を見て取ることができ。さればこそ、陳寿は独立三王朝史である『魏書』『吳書』『蜀書』に、晋朝前代の史の総称として『国志』の名を冠したのであろう。

『三国志』の著者陳寿のこのような屈折した修史の態度は、蜀の地方豪族が時の権力に結びつかなければ自らの勢力を維持できないという立場と、容易にはかれらを受け容れない貴族主義的な政権とのはざまに生じたものである。陳寿は巴西安漢の人で、郷里の碩学で経史に通じた譙周に師事し、すぐれた史才を有する人物であったとされる。しかしその才能にもかかわらず、かれの一生はむしろ不遇ともいべきものであった。後漢代の陳氏は巴西郡の有力な大姓であり、中央官・地方官として活躍した衣冠の家柄であったが、蜀王朝代には掾属の地位に転落している。⁽²²⁾ 陳寿も蜀に仕えて、觀閣令史・散騎黃門侍郎となるが、宦官の黃皓に譴黜されたうえ、亡父の喪中に女奴に薬を調合させたことが礼制にもとるとして郷党的貶議を受け、蜀が魏に統合されたあとも、官途を絶たれて沈滞したという。晋代、洛陽に移ってから荀勗・張華らの高官にその才能を認められ、著作郎・平陽侯相・中書郎・長広太守に累遷するが、杜預が陳寿を黄・散に補すべく推薦したとき、認められないで治書侍御史を与えられたにすぎなかつた。黄・散とは黄門侍郎・散騎侍郎を指し、晋代では貴族の子弟の起家の官であったから、このような清官には寒門の陳氏が割りこむことは許されなかつたのである。陳寿はその後、亡母の遺志に従つて母を洛陽に葬つたことが、帰葬の礼に違反したとして再び貶議を受けて一時官界から引退する。数年を経て官途に戻るが、五品官の太子中庶子に散騎常侍を

加官されるに止まつた。寒門の陳寿にとつて、清議と貴族主義の壁がその政治的進出の大きな障礙となつていたことが知られるのである。

『古本三国志』に収められている虞翻・陸續・張溫は何れも呉郡・会稽郡の土着の大姓で、数多くの著述をものした呉代屈指の文人才子である。詳述する邊はないが、虞翻は孫權の怒りを買つて交州に左遷されて客死し、張溫は使蜀後、孫權にその才名高きを猜疑され、選曹尚書暨鑑の不正に連坐して失脚した。虞翻の友人陸續も鬱林太守に左遷されている。同一巻に伝せられる人物は、共通の社会的政治的関係によつてグルーピングされるものであるが、たまたまこの『古本三国志』に収められた『呉志』巻十一が不遇な才子の列伝であることは、『三国志』の著者陳寿の立場と共に通して何とも皮肉な歴史の偶然を感じるのである。

注

- (1) この跋文は『内藤湖南全集』十四巻、「湖南文存」巻五に「晋人写三国志残巻跋」として収録されている。
- (2) 張元濟『校史隨筆』「古写本之異同」(一九三八年刊)
- (3) 姚季農『兩種古卷——呉書写本与宋紹熙本三国志校勘記』(古籍史料出版社、民国六十二年刊)
- (4) 郭沫若「新疆新出土的晋人写本『三国志』残巻」(『文物』一九七二・八)による。増訂本『漢晋書影』は筆者未見。
- (5) (4)に同じ。
- (6) 例えは殿本では、陸續・張溫の出自を呉郡人とするが、宋本は「呉郡呉人」とし、古写本残巻は宋本と同じ。
- (7) 『呉志』巻二孫權伝、黃竜元年夏四月条に、「丙申、南郊即皇帝位、(中略)呉王太子登、為皇太子」とある。晋写本の欠字「ロ」が「呉」の頭部であれば、この句は「呉王太子」となる。
- (8) 『通典』巻二十六、職官八、司農卿条。
- (9) 『魏志』巻二文帝紀、黃初元年条。
- (10) 『晋書』巻六十八顧榮伝。

- (11) 前掲(2)。
- (12) 『三国志集解』卷五十七張溫伝同条注。
- (13) 静嘉堂文庫所蔵、明嘉靖十年刊『三国志』(宋・元・明三朝本)は百衲本と同形式。また同文庫には、明万曆二十八年刊清康熙二十五年修『三国志』(北監本)がある。
- (14) 『三国志集解』目録条注引。
- (15) 譚嗣同『石菊影廬筆識』卷一。
- (16) 『三国志』を一書とする例は、『隋書』の他、九世紀の『日本國見在書目録』がある。また『続日本紀』神護景雲三年(七六九)十月甲辰条に「大宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也。子弟之徒、学者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本。涉獵之人、其道不廣。伏乞、列代諸史、各給一本、伝習管内、以興學業。詔賜史記・漢書・後漢書・三国志・晋書各一部」とみえ、『三国志』の名称が用いられていたことも否定できない。
- (17) これらの人名は『晋書斠注』卷八十二陳壽伝注による。
- (18) 『宋書』卷六十四裴松之伝、および『二十二史劄記』卷六、『二十二史考異』卷十五。
- (19) 同じく梁代の劉勰『文心雕龍』史伝篇にも「魏代三雄、紀伝互出、(中略)惟陳壽三国志、文質辯洽、苟張比之於遷固、非妄譽也。」とある。
- (20) 錢大昕『二十二史考異』卷五「為太史公書」条。
- (21) 劉知幾『史通』卷七、「曲筆」、朱彝尊『曝書亭集』卷五十九「陳壽論」、王鳴盛『十七史商榷』卷三十九「陳壽史皆實錄」、趙翼『二十二史劄記』卷六「三国志多廻護」、錢大昕『潛研堂文集』卷二十四「三国志弁疑序」など。最近のものに本田済氏「陳壽の三国志について」(東方学29輯)、廖吉郎『兩晉史部遺籍考』(嘉新研究論文)などがある。
- (22) 上田早苗氏「巴蜀の豪族と國家権力——陳壽の祖先たちを中心にして——」(東洋史研究25-4) 参照。
- (23) 矢野主税氏「列伝の性格——魏志と宋書の場合」(長崎大学教育学部社会科学論叢23号) 参照。
- 本稿を草するに際し、野村耀昌・鈴木啓造・梅原郁・勝村哲也諸氏の有益な助言や小山田和夫氏の協力を得た。記して謝意を表する次第である。